

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則13-116

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(特別休暇)</p> <p><b>第10条</b> 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度の6月から<u>9月</u>までの期間内において別表第2に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>(5)～(18) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>別表第2</b> (第10条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>6月から<u>9月</u>までの任用期間</th><th>1週間の勤務時間</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	6月から <u>9月</u> までの任用期間	1週間の勤務時間	期間	(略)			<p>(特別休暇)</p> <p><b>第10条</b> 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度の6月から<u>10月</u>までの期間内において別表第2に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>(5)～(18) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>別表第2</b> (第10条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>6月から<u>10月</u>までの任用期間</th><th>1週間の勤務時間</th><th>日数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	6月から <u>10月</u> までの任用期間	1週間の勤務時間	日数	(略)		
6月から <u>9月</u> までの任用期間	1週間の勤務時間	期間											
(略)													
6月から <u>10月</u> までの任用期間	1週間の勤務時間	日数											
(略)													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。